

7 同和問題について考えよう

このワークでは、同和問題(部落差別)について考えます。同和問題は、日本固有の重大な人権問題です。同和問題と向き合って正しく理解し、差別を許さない心、人権を尊重する心をしっかりと持ちましょう。

ワーク 1

資料を読んで、次の(1)～(4)に答えましょう。

(1) 同和問題とはどのようなものでしょう。

(2) 同和問題はいつごろから始まったと考えられていますか。

(3) 江戸時代の身分制度はどのようなになっていましたか。

(4) 江戸時代の身分制度の下で厳しい差別を受けていた人々はどのような仕事をしていましたか。

ワーク 2

(1) 「同和問題」はなぜ起きたのでしょうか。資料を読んで考えてみましょう。

(2) どうして「心の差別」は起きるのでしょうか。資料を参考にして考えてみましょう。

(3) 「心の差別」を解決するにはどうすればよいと思いますか。あなたの考えを書きましょう。

ワーク 3

(1) グループでワーク2の(3)について話し合い、出された意見や気がついたことなどを書きましょう。

(2) 今日の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

■ 資料

同和問題とは

日本の歴史の中で、人為的に形作られてきた身分制度により、一部の人々が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきました。特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の人権問題を、同和問題といいます。

こうした身分による差別は、すでに室町時代には一部の職業の人々が差別されていたことにはじまると考えられています。江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、それ以前よりも強固な身分制度を確立しました。この制度の下で厳しい差別を受けていた人々は、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で牛馬の皮革加工や草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造に携わったりするなどしたほか、城や寺社の清掃、幕府や藩の役人のもとで町や村の警備を行うなどして、社会を支えてきました。また、猿樂などの古くから伝わる芸能を継承発展させて、日本文化に大きく貢献しました。

明治4（1871）年に「解放令」が出て江戸時代の身分制度は廃止され、それまで被差別身分とされていた人々は、制度上は多くの武士や百姓・町人とともに平民となりました。しかし、多くの人々に身分差別の意識が残っている中で、被差別身分だった人々は、身分に伴って認められていた皮革加工などの権利が否定され、経済的に厳しい状況に置かれました。そうした状況の中で、差別から解放を求める運動が各地ではじまりました。（以下略）

心の差別と生活実態の差別

同和对策審議会答申では、部落差別には、「心の差別」（差別的なことばや態度で相手をさげすんだり、予断と偏見から結婚や交際をさけるなど）と「実態の差別」（就業の不安定や住宅、道路等の環境整備の立ち遅れなど）があり、こうしたふたつの面からの差別からおこる同和地区の人びとの生活の厳しさが、よりいっそう「心の差別」を広げ、それがまた生活を苦しくさせるという悪循環を繰り返してきたと指摘しています。

本県でもそうした悪循環を打ち切るために、現在までさまざまな対策を講じてきました。その結果、「生活実態の差別」の解消を図る生活環境は、大きく改善するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、「心の差別」は、解消に向けて進んでいるものの依然として存在しています。

全国的にみると、今日でも、同和問題の解決を妨げるような事態がおきています。就職試験に際して、本人の能力や適性に全く関係のない本籍地（出生地）や親の職業について質問がなされたり、また、インターネットの電子掲示板に、同和地区の地名と侮辱的な記述と一緒に流されていたという事象もおきています。（中略）

また、結婚等にあたって、いまでも身元調査が見うけられます。このことは、その人の人柄などを評価するのではなく、血筋とか家柄にこだわる見方、考え方のあることを物語っています。このような見方、考え方を改めて、一人ひとりの人権が尊重された明るい社会を築く必要があります。

解説 7 同和問題について考えよう

1 ねらい

同和問題とは、日本の歴史の中で人為的に作られたものである。

被差別部落に関する研究については、近年、新しい研究成果が次々と発表され、これまで当然のように語られてきた部落差別の成り立ちを、単純に「近世の政治体制による分裂支配」に求める考え方や、「被差別部落の生活はつねに貧困で悲惨であった」といった見方などに、大きな修正と見直しが求められている。

こうした中で、生徒に対して同和問題の正しい理解を促し、なぜ差別が起こったのかを根源的に考えさせ、差別を許さない心、人権を尊重する心を育むことが本ワークのねらいである。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク 1 (15分) ① 資料を読み、同和問題についての概要を理解し、(1)～(4)に答える。(1)～(4) ② (1)～(4)の説明を聞く。(1)～(4)	<ul style="list-style-type: none">○ 同和問題についての興味・関心を促すとともに、理解を深める。○ グループで相談しながら取り組ませてもよい。○ 解説 P.45～P.47 を参考にしながら、説明する。 〔解答例〕 (1)・特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別されたこと ・我が国固有の人権問題であること (2)・室町時代には一部の職業の人々が差別されていたと考えられていること (3)・江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、以前よりも強固な身分制度を確立したこと (4)・農業や皮革加工、草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造など ・城や寺社の清掃、町や村の警備 ・猿楽などの芸能

2 ワーク2 (9分)

- ① 「同和問題」がなぜ起こったか、資料を読んで考える。(1)
- ② どうして「心の差別」は起きるのか考える。(2)
- ③ 「心の差別」を解決する手立てを考える。(3)

3 ワーク3 (26分)

- ① グループ内で意見を発表し合う。また意見交換をしながら気がついたことや考えたことを書く。(1)
- ② いくつかのグループが、話し合った内容を発表する。
- ③ まとめを聞く。
- ④ 全体を通して学んだこと、考えたことを書く。(2)

- グループで相談するよう促してもよい。
- 同和問題をふまえながら、「心の差別」がなくなる理由を考えたり、自らの経験を振り返ったりして、思ったことを率直に書くよう促す。
- 現在もある「心の差別」にはどんなものがあるかについて考え、それを解決するための手立てを考えるよう促す。
- 「心の差別」はどうすれば解決できるか、率直に意見を出し合うよう促す。
- グループとして意見を統一する必要はないことを伝える。
- 各グループの話し合いの様子を把握しておき、内容が深まっているグループに発表を促す。また、様々な意見が出るよう配慮する。
- 出された意見や解説を参考にしながら、「心の差別」はどうすれば解決できるか説明する。
- 全員が、差別をしない、許さないことについて理解を深めるようまとめる。

3 解説

ワーク1について

被差別部落の歴史的起源には、政治起源説・異民族起源説・職業起源説・宗教起源説などがあり、これまでの被差別部落の歴史学習においては、近世政治起源説に基づいて他の起源説の誤りを正すという目的や、被差別部落の人々には差別されるいわれはないことを明確にするという目的があった。

しかし、近年多くの研究者たちによる様々な領域からのアプローチにより、被差別部落の人々の多様な姿が明らかにされ、近世政治起源説の見直しも進められている。

そこで、被差別部落の歴史学習においては次に例示する研究成果等を積極的に取り入れることが求められている。

なお、これらの知識の整理は、あくまでも人権を尊重する態度を養うために必要である、ということを理解する。

(1) 近世政治起源説の見直し

かつて、被差別民の起源について、近世政治起源説と言われる考えが中心であった。しかし、現在は、被差別民の起源については、古代末期か中世にまでさかのぼると考えられている。かつて、非日常的状況の中で、特に死・出産・血を「ケガレ」と考える意識があり、その「ケガレ」を清める役割（「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」等）を担う人々への畏怖の念が、次第に「ケガレ」に関わる者への賤視観につながったと考えられている。このような差別意識の底流を権力が利用し、江戸時代中期になって制度的に確立していったと考えられるようになっている。

(2) 江戸時代の身分制についての見直し

被差別部落の人々は、「武士・町人・百姓」とは別な身分とされて、地域社会から排除と差別を受けていた（必ずしも身分の序列で最底辺におかれたわけではない）。特に江戸時代中期から被差別部落の人々への差別が強化されてきたと言われている。しかし、実際には、(1)にあげた「ケガレ」を清める役割以外にも雪駄や皮革製品、医薬品の生産・販売、治安維持などで、社会的・経済的に被差別部落の人々と他の身分の人々との多様な交流が日常的にあったことが明らかになっている。

(3) 江戸時代の被差別部落の生活の見直し

被差別部落の人々が一様に「貧しかった」という見方は、否定されている。被差別部落の人々の中には、富裕な人も、貧しい人もいた。ある被差別部落の周辺の農村では、18世紀以降に人口が停滞していった。しかし、その被差別部落では、人口が増加していたことが実証されている。その理由として、様々な手工業品や医薬品などの生産・販売を行っていたことや、諸役を行うことによって経済力があつたことなどが考えられている。だからといって、被差別部落の全ての人々が豊かであったとは見られていない。また、生活条件の悪い地域に住まわされた事例もあるが、必ずしも全国的な状況ではないと考えられている。注意すべきことは、被差別部落の人々は貧しいことが原因で差別されていたのではないということである。

(4) 被差別民の文化への貢献

中世における猿楽をはじめとする諸芸能や、慈照寺・鹿苑寺の庭園や優れた石塀などが、被差別民によって生み出された。また、「蘭学事始」に記載されている人体解剖を実際に行い、内臓について正確な知識をもって説明をした人物は被差別民である。さらに、医者や医薬品製造などをしていった人もいた。このように、被差別民は、日本の文化や医学の発展に功績を残している。

(5) 「解放令」について

明治4(1871)年に太政官布告いわゆる「解放令」が出たことによって、それまで被差別身分とされていた人々は、制度上は多くの百姓・町人とともに平民となった。その一方

で、それまで与えられていた特権が奪われたために、経済的基盤を失い、社会的・経済的な差別が強められてしまった。だが、解放令には、以後、各地で起きた多くの人々の差別に反対する運動のよりどころとなったという意義もある。

(6) 部落解放運動について

解放令以後、全国各地で被差別部落の生活状況を改善することで差別をなくそうとする運動が行われた。その中で、被差別部落の人々による自主的な解放運動を行う全国水平社が大正11(1922)年に創立された。これ以後、各地で水平社が設立され、差別をなくす活動を展開した。神奈川県では、半官半民の組織として神奈川県青和会が設立された。神奈川県青和会は、差別をなくすために、啓発活動や被差別部落の生活改善に取り組んだ。

戦後、基本的人権の尊重を規定した日本国憲法が施行された後も、部落差別は続いた。そのために、昭和40(1965)年、国の同和対策審議会から「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」とした答申が出された。この答申等に基づき、さまざまな同和対策を行う特別措置法が平成14年(2002)年3月まで施行され、生活環境面などの改善において成果を上げたといえる。

一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深め、差別を許さない心をもって、差別の連鎖を断ち切ることが、教育に求められている。そのことを十分に認識した上で、生徒に同和問題について考えさせたい。

なお、同和問題に関する認識を確実なものとし、より豊富な情報を得るために各県立学校に配付されている次の図書を参照していただきたい。

〈配付図書〉

「神奈川の部落史」 「神奈川の部落史」編集委員会 (平成19年9月)

「これでわかった! 部落の歴史 私のダイガク講座」 著者 上杉 聡 解放出版社 (平成16年12月)

「部落の歴史に学ぶ」 神奈川部落史研究会 (平成25年10月)

「知っていますか? 部落問題一問一答 第3版」 著者 奥田 均 解放出版社 (平成25年11月)

ワーク2・ワーク3について

同和問題について取り上げる場合、地理歴史科や公民科の教科書に記載されている同和問題に関連する歴史の諸問題についての知識を教えるだけでなく、生徒一人ひとりの心の中に差別を許さない心をしっかりと育むことが大切である。

(1) 平等について

日本国憲法第十四条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とある。そして、平等とは、「人を分け隔てなく、等しいものは等しく扱う」ことである。

この考えから、「かながわ人権施策推進指針(改定版)」では「誰もが機会の平等を保障

され、能力が発揮できる社会づくりをめざす」と基本理念に述べられている。この「機会の平等」を保障するためには、あらゆる人々が互いに違うことを認め合うことが前提になる。例えば、日本語を母語としない児童・生徒に対して、個別に日本語授業を行うなどは、能力の発揮の機会を保障し、教育を受ける権利の保障のために必要になると考えられる。他と異なった扱いであっても、それが状況によっては、平等を保障することにつながるのである。

(2) 「差別」とは？

「差別」とは、「特定の人々（個人や集団）に対する偏見をもとに、その人々に対して不利益・不平等な扱いをすること」である。例えば、採用選考において本籍地や家族の職業等を理由に不採用にすることは、不採用の理由が本人の能力・適性とは関係のない予断と偏見に基づくものであり、「差別」といえる。

「差別」は、「偏見」から生まれるという。十分な根拠のないマイナスイメージ（偏見）を、個々の差異を無視して個人や集団に当てはめ、それが「ことば」や「態度・行動」として表に出ると「差別」を生むと考えられる。

「差別」をしない、させないためには、「自分の偏見に気付くこと」「偏見をなくそうと努力すること」が大切である。そのためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を養うことで、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を向上させ、それらを実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

(3) 被差別部落の歴史の転換

被差別部落の歴史を学ぶ場合に留意すべきことは、知識を増やすだけにとどまらず、民主的、平和的な国家・社会の一員として、有為な社会の形成者として、必要な自覚と資質を養うために、人権を尊重するという目標を忘れないことである。

〈引用文献〉

「同和問題の正しい理解のために」 神奈川県・神奈川県教育委員会（平成21年3月）